

現 行	改 正 後
<p>1-6-6 保険会社の事務の外部委託</p> <p>(1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p>	<p>1-6-6 保険会社の事務の外部委託</p> <p>(1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、規則第 53 条の8に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第 12 条の規定に基づく措置</u></li> <li>・ <u>金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)Ⅲの規定に基づく措置</u></li> </ul> <p>⑤ (略)</p>
<p>1-6-7 法第 100 条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) 規則第 53 条から第 53 条の7までに規定する措置等が適正に実施されているか。</p> <p>(2) 規則第 53 条、第 53 条の4及び第 53 条の6に規定する措置(以下この1-6-7において「当該措置」という。)について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。</p>	<p>1-6-7 法第 100 条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) 規則第 53 条から第 53 条の10までに規定する措置等が適正に実施されているか</p> <p>(2) 規則第 53 条、第 53 条の4、第 53 条の6及び第 53 条の8から第 53 条の10までに規定する措置(以下この1-6-7において「当該措置」という。)について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。</p>

現 行	改 正 後
<p>(3)~(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3)~(12) (略)</p> <p>(13) <u>個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の8に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保護法ガイドライン第 10 条及び第 11 条の規定に基づく措置</u></li> <li>・ <u>実務指針 I、II 及び別添2の規定に基づく措置</u></li> </ul> <p>(14) <u>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 53 条の 10 に基づき、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>労働組合への加盟に関する情報</u></li> <li>・ <u>民族に関する情報</u></li> <li>・ <u>性生活に関する情報</u></li> </ul>
<p>2-1 生命保険募集関係</p> <p>2-2 生命保険契約の締結及び保険募集 生命保険の締結及び保険募集に関し、適正な取扱いを行っているか。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 法第 300 条第1項第9号関係 ①~③ (略)</p>	<p>2-1 生命保険募集関係</p> <p>2-2 生命保険契約の締結及び保険募集 生命保険の締結及び保険募集に関し、適正な取扱いを行っているか。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 法第 300 条第1項第9号関係 ①~③ (略)</p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p>④ 規則第 234 条第 11 号関係  <u>規則第 234 条第 11 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</u></p>
(新設)	<p>⑤ 規則第 234 条第 12 号関係  <u>規則第 234 条第 12 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。</u></p>
<p>3 損害保険関係                      3-1-2 募集活動の適正化</p>	<p>3 損害保険関係                      3-1-2 募集活動の適正化</p>
(1)~(9) (略)	(1)~(9) (略)
(新設)	<p>(10) 規則第 234 条第 11 号関係  <u>規則第 234 条第 11 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</u></p>
(新設)	<p>(11) 規則第 234 条第 12 号関係  <u>規則第 234 条第 12 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(10) その他 (略)</p> <p>4-5 業務関係 保険仲立人の業務に対する監督は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。</p> <p>4-5-3 誠実義務 法第 299 条に規定する保険仲立人の誠実義務の内容として、保険仲立人は、次に定める事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 保険仲立人が顧客のために保険会社から得た情報は、当該顧客以外の第三者に対して、これを使用又は開示しないものとする。ただし、保険会社の同意が得られた場合はこの限りでない。</u></p> <p>4-5-6 保険契約の締結及び保険募集 保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(2-2)に、損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い(3-1-2(2)~(8)及び3-1-3(1)、(2))に、それぞれ準ずるものとする。</p>	<p>(12) (その他) (略)</p> <p>4-5 業務関係 保険仲立人の業務に対する監督は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。</p> <p>4-5-3 誠実義務 法第 299 条に規定する保険仲立人の誠実義務の内容として、保険仲立人は、次に定める事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4-5-6 保険契約の締結及び保険募集 保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(2-2)に、損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い(3-1-2(2)~(8)、<u>(10)、(11)</u>及び3-1-3(1)、(2))に、それぞれ準ずるものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>5-3-3 自動車保険関係</p> <p>自動車保険については、保険の安定供給、当該保険の有する被害者救済や賠償資力の確保・向上といった機能等にかんがみ、損害保険会社の業務の状況によっては、法第131条又は法第132条に基づく事業方法書等に定めた事項の変更命令等を行うことが必要となる。</p> <p>以下において、本事務ガイドライン1-3及び3-1-2に加え、自動車保険に係る業務を監督するための、着眼点を整理した。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p><u>(3) 保険契約者等に係る個人情報</u>の漏洩やプライバシーの侵害を発生させないよう、社内体制の整備や社員あるいは代理店等に対する指導などの措置が講じられているか。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>5-3-3 自動車保険関係</p> <p>自動車保険については、保険の安定供給、当該保険の有する被害者救済や賠償資力の確保・向上といった機能等にかんがみ、損害保険会社の業務の状況によっては、法第131条又は法第132条に基づく事業方法書等に定めた事項の変更命令等を行うことが必要となる。</p> <p>以下において、本事務ガイドライン1-3及び3-1-2に加え、自動車保険に係る業務を監督するための、着眼点を整理した。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>